

平成25年4月から

障害者優先調達推進法

がスタートし、**7年**が経過しました。

この法律（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達することを推進するために制定されました。

その仕事、**障害者就労施設に発注**できないか
今一度、考えてみませんか？

目 次

- ・ 概要 2
- ・ 対象となる障害者就労施設等 3
- ・ 障害者就労施設等の発注例 4
- ・ 共同受注窓口 5





障害者優先調達推進法の概要

【法律の趣旨】

- 障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。
このためは、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取組も必要です。
- このような観点から、これまで障害者就労施設等へ仕事の発注に関し、民間企業をはじめ国や地方公共団体等において様々な取組が行われてきました。
- 「**国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）**」は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めたものです。

※ 同法は、平成24年6月20日に成立、**同月27日に公布**され、平成25年4月1日から施行されました。

①調達方針の策定



岡山県

②調達方針に即した調達実施

仕事の発注
物品の購入等



障害者が働いている
施設等

③調達実績の公表

県調達目標：2,000万円以上



- この法律の趣旨を御理解いただき、障害者就労施設への発注拡大をお願いします。



対象となる障害者就労施設等

- 国や地方公共団体、独立行政法人等は、以下の施設等から優先的に物品・サービスを購入する努力義務が課されました。

障害福祉サービス事業所等

◆ 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援事業所（A型・B型）
- 生活介護事業所
- 障害者支援施設
（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- 地域活動支援センター
- 小規模作業所



企業

◆ 障害者を多数雇用している企業

- 障害者雇用促進法の特例子会社
 - 重度障害者多数雇用事業所（※）
- （※）重度障害者多数雇用事業所の要件
- ①障害者の雇用者数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上



在宅就業障害者等

◆ 在宅就業障害者等

- 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）





障害者就労施設等への発注例

サービス

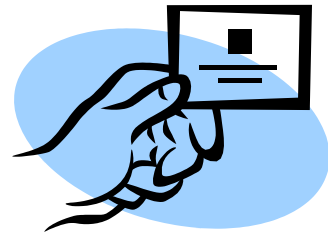
＜着ぐるみ等の
クリーニング＞



＜県有地の除草
や清掃作業＞



＜冊子や名刺
等の印刷＞



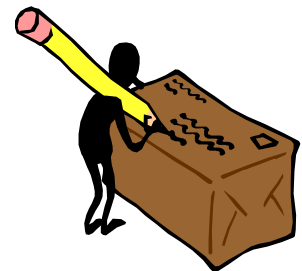
＜テープ起こし
等の情報処理＞



＜袋詰・包装・梱包＞



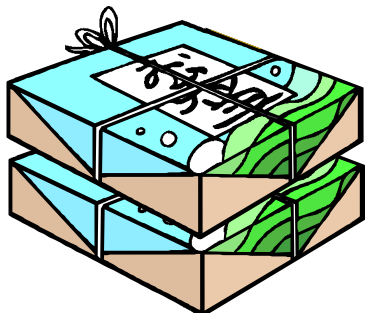
＜仕分け・発送＞



etc . .

物 品

＜弁当や菓子類＞



＜事務用品＞



＜啓発資材や
記念品等＞



etc . .

※ 以上は、一部の例示です。この他にも多くの業務が可能ですので、障害者の働く場への発注をご検討ください。



皆さまへ

- 発注する際の窓口として、**共同受注窓口**があります。
共同受注窓口は、受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあつせん・仲介する業務を行っています。
調達（発注）する際の窓口としてご活用ください。

【岡山県の共同受注窓口】

・岡山県セルフセンター（担当：溝口）

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 1 階

TEL 086-222-0300 fax 086-226-0155



障害者就労施設からの調達
をお願いします。

